



県章

# 山形県公報

平成27年9月4日(金)

第2678号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……1097
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1098
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) …… 同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………( 同 ) …… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………( 同 ) …… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……1099
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………( 同 ) …… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………( 同 ) ……1100
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………( 同 ) ……1101
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……1102
- 育種母樹林の指定……………(林業振興課) …… 同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……1103
- 同……………( 同 ) …… 同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) …… 同
- 道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……1104

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………1105
- 政治団体の解散……………1106
- 資金管理団体の指定…………… 同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) …… 同
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……1107

## 告 示

### 山形県告示第736号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成27年9月14日山形市に招集する。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第737号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
合同会社リハサポート 山形市上桜田一丁目5番6号	アーチ 山形市印役町一丁目2番38号リバー サイドアメニティ1階B	児童発達支援	平成27. 7. 6
合同会社リハサポート 山形市上桜田一丁目5番6号	アーチ 山形市印役町一丁目2番38号リバー サイドアメニティ1階B	放課後等デイサービス	同
一般社団法人青葉の杜 宮城県仙台市宮城野区西宮城野 6番25-304号	Harmony天童 天童市久野本三丁目10番17号	放課後等デイサービス	同 7. 7

**山形県告示第738号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会 山形市鉄砲町三丁目1番31号	サポートスクエアばおばお 山形市円応寺町7番10号	児童発達支援	平成27. 6. 30
特定非営利活動法人障害者の地域生活を支援する会 山形市鉄砲町三丁目1番31号	サポートスクエアばおばお 山形市円応寺町7番10号	放課後等デイサービス	同

**山形県告示第739号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社エステー	居宅介護支援事業所久遠 天童市鎌田一丁目1番11号	居宅介護支援	平成27. 7. 17

**山形県告示第740号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社なの花介護サービス 上山市長清水二丁目5番16号	株式会社なの花介護サービス 上山市長清水二丁目5番16号	居 宅 介 護	平成27. 8. 1
株式会社なの花介護サービス 上山市長清水二丁目5番16号	株式会社なの花介護サービス 上山市長清水二丁目5番16号	重 度 訪 問 介 護	同

**山形県告示第741号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人健友会	介護予防特化型通所介護あゆみ 酒田市中町三丁目3番18号	介護予防通所介護	平成27. 8. 25

**山形県告示第742号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
きはら歯科クリニック	村山市楯岡新町四丁目2番29号	平成26. 1. 1

**山形県告示第743号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
ひがしね耳鼻咽喉科  
東根市さくらんぼ駅前二丁目10番27号
- (2) 届出の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東根市大字東根甲7567番地9	東根市さくらんぼ駅前二丁目10番27号	平成21. 3. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
調剤薬局ツルハドラッグ山形嶋店

山形市嶋北四丁目2番18号

## (2) 届出の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市島17	山形市嶋北四丁目2番18号	平成21. 11. 2

## 3 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

つげ医院

山形市香澄町一丁目11番15号

## (2) 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
柘植医院	つげ医院	平成22. 11. 1

## 4 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

よねた薬局

山形市城南町三丁目4番27号

## (2) 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
株式会社ライフケア	よねた薬局	平成22. 12. 1

## 5 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

プライム調剤薬局

山形市松原312番地8

## (2) 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
有限会社プライム調剤薬局	プライム調剤薬局	平成26. 1. 21

## 山形県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
大 類 歯 科 医 院	尾花沢市上町五丁目5番52号	平成24. 6. 30
き は ら 歯 科 ク リ ニ ッ ク	村山市楯岡新町四丁目2番29号	平成25. 12. 31
ハ ー ト 調 剤 薬 局 尾 花 沢 店	尾花沢市新町四丁目1番15号	平成26. 9. 30

## 山形県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

シェ・モワ介護支援サービス  
酒田市緑町13番38号

## (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市緑町13番37号	酒田市緑町13番38号	平成22. 11. 17

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

訪問介護センターえんむすび  
山形市印役町四丁目10番15号 アムール印役105号

## (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市松波五丁目4番23号	山形市印役町四丁目10番15号 アムール印役105号	平成25. 6. 1

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

福祉用具・レンタルえんむすび  
山形市印役町四丁目10番15号 アムール印役105号

## (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市松波五丁目4番23号	山形市印役町四丁目10番15号 アムール印役105号	平成25. 6. 1

**山形県告示第746号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営備畑地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営備畑地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成27年9月7日から同年10月8日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第747号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、育種母樹林を次のとおり指定する。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定番号	種 別	樹 種	所 在 場 所	本数 (本)	面積 (ha)	所 有 者 等	
						住所又は 所在地	氏名又は 名 称
H27-1	育 種 母樹林 (採種)	す ぎ	鶴岡市羽黒町手向字中 台8番11 (山形精耐雪2014ミニ チュア採種園)	270	0.06	山形市松波二丁 目8番1号	山形県
H27-2	同	同	同 (山形精耐雪2015ミニ チュア採種園)	275	同	同	同
H27-3	同	くろまつ	鶴岡市羽黒町手向字院 主南1番11 (山形マツノザイセン チュウ抵抗性2014採種 園)	69	0.15	同	同
H27-4	同	同	同 (山形マツノザイセン チュウ暫定2007採種 園)	155	0.5	同	同
H27-5	同	からまつ	同 (カラマツ採種園)	90	同	同	同

**山形県告示第748号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年9月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字豊田字下宿586番から 同 舟渡1877番1まで	旧	75.0メートル } 18.0	メートル 198
同 上	新	70.0メートル } 12.0	同 上

**山形県告示第749号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成27年9月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村山大石田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字名取字谷地田1748番1から 同 清水南1866番まで	旧	14.5メートル } 12.8	メートル 48
同 上	新	34.0メートル } 12.8	メートル 61

**山形県告示第750号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市及び最上郡金山町
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年8月24日から平成28年2月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量、路線測量）

## 山形県告示第751号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第156号
- 2 指定の場所 寒河江市大字西根字石川下43番9
- 3 道路の現況 幅員 6.0メートル  
延長 76.4メートル
- 4 指定年月日 平成27年8月24日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年9月4日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島貫ひろゆき後援会	嵐 田 久	深 瀬 和 美	米沢市広幡町上小菅1228	平成 27. 1. 19
柿崎泉後援会	柿 崎 繁 美	大 友 久 士	最上郡大蔵村大字南山526番地	同 4. 7
中山町まちづくりを考える会（佐藤としはる後援会）	柴 崎 弘 美	坂 野 宣 昭	東村山郡中山町大字長崎4481番地	同 5. 20
高橋一司後援会	高 橋 一 司	高 橋 一 司	南陽市二色根7-29	同 5. 25
伊藤浩後援会	伊 藤 浩	本 間 隆	尾花沢市大字鶴子528番地	同 6. 15
山科さちこの会	佐々木 幸 治	石 山 秀 雄	東根市若木二条通り37	同
片桐かつとし後援会	片 桐 勝 寿	片 桐 ヤエ子	東根市新田町一丁目1番6	同 6. 22
相田ひでお後援会	大 浦 英 祐	新 藤 孝	東置賜郡高島町大字高島1039	同
神保稔を励ます会	東海林 勝 博	安孫子 恵 市	東村山郡山辺町大字根際564	同 7. 13
武田ゆたかを励ます会	武 田 豊	開 沼 良 雄	東村山郡山辺町大字山辺242番地	同 7. 14
佐々木せいじ後援会	佐々木 誠 司	金 田 洋 一	西置賜郡白鷹町大字高玉1634番地5	同 7. 15
佐竹英規後援会	佐 竹 英 規	佐 竹 美 樹	東村山郡中山町大字長崎463	同



伊藤きょうこ氏を励ます会	遠藤和夫	満上勝	東村山郡山辺町大字山辺2769番地8	同	7.24
--------------	------	-----	--------------------	---	------

山形県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年9月4日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県第二選挙区支部	鈴木憲和	会計責任者の氏名	田中辰明	皆川友宏	平成27.1.25

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
すずきのりかず後援会	鈴木憲和	会計責任者の氏名	田中辰明	皆川友宏	平成27.1.25
日本再耕会	鈴木憲和	会計責任者の氏名	田中辰明	皆川友宏	同
成沢かずね後援会	成澤和音	政治団体の名称	成沢かずね後援会	地域と子育て応援団（成沢かずね後援会）	同 2.15
山田ひとし後援会	高木繁	代表者の氏名	高木繁	斉藤正	同 2.18
山形県民社協会米沢支部	深瀬裕介	会計責任者の氏名	岡本清輝	押切聖	同 3.26
夢倶楽部	深瀬裕介	会計責任者の氏名	岡本清輝	押切聖	同
都市デザイン研究室	長岡壽一	政治団体の名称	都市デザイン研究室	新しい幸せを語る会	同 4.19
山形県木材産業政治連盟	阿部昭	代表者の氏名	阿部昭	沖田純夫	同 5.20
山形県農協政治連盟	高谷尚市	会計責任者の氏名	今田裕幸	長沼良治	同 6.25
山田としお山形県後援会	今田裕幸	代表者の氏名	今田裕幸	長沼良治	同
		会計責任者の氏名	後藤雅喜	今田裕幸	
荒川健一後援会	荒川幸男	代表者の氏名	荒川幸男	荒川国昭	同 7.1
		会計責任者の氏名	荒川真	荒川幸男	
山形県宅建政治連盟	大場一夫	政治団体の名称	山形県宅建政治連盟	山形県不動産政治連盟	同

鈴木敏正後援会	八代 登	代表者の氏名	八代 登	鈴木 常太郎	同 7.13
オール山形市民の会	本間利雄	主たる事務所の所在地	山形市小白川町四丁目14番19号	山形市飯田四丁目3番64号	同 7.15

## 山形県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年9月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
明日の長井をつくる会	大道寺 信	平成27. 3. 21
守谷丹吾後援会	守谷 秀彦	平成27. 3. 27
伊藤みさお後援会	石山 豊	平成27. 6. 12

## 山形県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年9月4日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
五十嵐 智 洋	長井市議会議員	五十嵐智洋後援会	長井市幸町5番30号	平成27. 2. 3
片 桐 勝 寿	東根市議会議員	片桐かつとし後援会	東根市新田町一丁目1番6	同 6.14

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
平成27年8月25日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名 称

特定非営利活動法人いいでスポーツクラブキララ

(2) 代表者の氏名

伊藤 靖

(3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡飯豊町大字椿1859番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が日常生活の中で気軽にスポーツ活動や文化活動に親しむ環境づくりを行うとともに、様々な事業を通じて住民相互の親睦と交流を図り、にぎわいのある町づくりに貢献することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、グロー放電発光分光分析装置の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年9月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成27年10月16日（金） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 グロー放電発光分光分析装置 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成28年2月29日（月）

(4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成27年9月29日（火）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。  
(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。  
(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。  
(5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。  
(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Glow Discharge Optical Emission Spectrometer: 1  
(2) Time limit for tender: 11:00 A.M. October 16, 2015  
(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2724